

大阪市告示第951号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年6月28日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
北区第30号線	北区大淀北1丁目 6番の16地から 同区同 6番の12地まで (別紙参考図参照)	旧	8.00 m	18.12 m
		新	8.00～ 15.59	18.12

(建設局総務部管財課)